

2 帳簿及び区分記載請求書等の記載に係る留意点

(1) 帳簿の記載に関する留意点

イ 「課税仕入れに係る資産の内容」の記載

帳簿への「課税仕入れに係る資産の内容」の記載は、請求書等に記載されている取引内容をそのまま記載することまで求めているものではありません。商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく、軽減税率の対象となるものか、それ以外のものであるかを明確にし、帳簿に基づいて、税率ごとに仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

ロ 「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載は、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度のものである必要があります（具体的には、以下の記載例を参照してください。）。

ハ 一定期間のまとめ記載

一定期間まとめて請求書等が交付される場合は、その期間分をまとめて帳簿に記載することとして差し支えありません。

〔参考〕 一定期間まとめて交付される請求書に基づく帳簿の記載例

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目 (株)〇〇物産

① 軽減税率の対象には「※」等を記載します。

② 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

「※」等の記号を用いる方法のほか、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方 (単位:円)
11	30	(株)〇〇物産	雑貨 (11月分)	88,000
11	30	(株)〇〇物産	※食料品 (11月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮		⋮

(※:軽減税率対象品目) ②

(2) 区分記載請求書等に関する留意点

イ 「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載

「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載は、その内容が軽減税率の対象となるものであるか、それ以外のものであるかが明確になるよう、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

ロ 「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに8%や10%の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます。

- ① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、「※(☆)は軽減対象」などと表示し、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途、明らかにしている場合【記載例1参照】
- ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例2参照】
- ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、当該請求書に記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例3参照】

《区分記載請求書等保存方式における請求書等の範囲等》

- 区分記載請求書等保存方式における請求書等は、一定の事項が記載された次の書類です。
 - 領収書や納品書、小売業者が発行するレシートなど、取引の事実を証する書類
 - 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、区分記載請求書等の記載事項が記載されているもの（相手方の確認を受けたものに限りです。）
 - せり売り等の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類
- 「3万円未満（税込み）の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことについて、やむを得ない理由があるとき」は、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

【記載例1】記号・番号等を使用する場合

- ① 軽減税率の対象には「※」などを記載
- ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ③ 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載



請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
② 10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事(株)		

【記載例2】同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して発行する場合

- ① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「8%対象 小計」、「10%対象 小計」などを記載
- ② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
①	8%対象 小計	② 43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
①	10%対象 小計	② 88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

【記載例3】税率ごとに請求書等を分けて発行する場合

○ 軽減税率対象分

○ 標準税率対象分

請求書		
① (軽減税率対象)		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
②	合計	43,200円
△△商事(株)		

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
②	合計	88,000円
△△商事(株)		

- ① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- ② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載



取引の全てが軽減税率の対象となる場合であっても、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は必要ですか。



ご質問のような場合であっても、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載するなどし、その請求書等に記載された全ての取引が軽減税率の対象となることが客観的に明らかになる程度の記載が必要となります。



取引に軽減税率の対象となるものがない場合であっても、請求書等に「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」として、「8% 0円」といった記載は必要ですか。



ご質問のように軽減税率の対象となるものがない場合、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要です。

課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）の記載があれば、結果として「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとなり、「8% 0円」といった軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の記載は要しません。

【軽減税率の対象となる商品がない場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 110,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	ティッシュ	550円
11/2	ボールペン	3,300円
11/2	カーテン	22,000円
⋮	⋮	⋮
合 計		110,000円
△△商事(株)		

ハ 一定期間のまとめ記載

日々の取引内容については、納品書等に記載され、一定期間の納品についてまとめて請求書が交付される場合において、納品書等と請求書との相互関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で区分記載請求書等の記載事項を満たすときには、これらの書類をまとめて保存することで、区分記載請求書等の保存があるものとして取り扱われます。

この場合、請求書に記載する取引年月日については、対象となる一定期間を記載すればよく、また、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、同一の商品をまとめて記載して差し支えありません。

【一定期間の取引をまとめて記載する場合の記載例】

<p style="text-align: center;">請求書</p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: center;">XX年11月分 (XX年11月1日～11月30日)</p> <p>108,800円(税込)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">品名</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉類 ※ ①</td> <td style="text-align: right;">32,400円</td> </tr> <tr> <td>野菜 ※ ②</td> <td style="text-align: right;">10,800円</td> </tr> <tr> <td>酒</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>雑貨</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">108,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">10%対象</td> <td style="text-align: right;">44,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">8%対象</td> <td style="text-align: right;">64,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は軽減税率対象品目</p> <p style="text-align: right;">(株)〇〇物産</p>	品名	金額	肉類 ※ ①	32,400円	野菜 ※ ②	10,800円	酒	22,000円	雑貨	11,000円	⋮	⋮	合計	108,800円	10%対象	44,000円	8%対象	64,800円	<p style="text-align: center;">納品書</p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: center;">納品書</p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: center;">納品書</p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: right;">(株)〇〇物産</p> <p>下記の商品を納品いたします。</p> <p>XX年11月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">品名</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉 ①</td> <td style="text-align: right;">5,400円</td> </tr> <tr> <td>じゃがいも ②</td> <td style="text-align: right;">2,160円</td> </tr> <tr> <td>割り箸</td> <td style="text-align: right;">1,100円</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td style="text-align: right;">3,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">11,960円</td> </tr> </tbody> </table>	品名	金額	牛肉 ①	5,400円	じゃがいも ②	2,160円	割り箸	1,100円	ビール	3,300円	合計	11,960円
品名	金額																														
肉類 ※ ①	32,400円																														
野菜 ※ ②	10,800円																														
酒	22,000円																														
雑貨	11,000円																														
⋮	⋮																														
合計	108,800円																														
10%対象	44,000円																														
8%対象	64,800円																														
品名	金額																														
牛肉 ①	5,400円																														
じゃがいも ②	2,160円																														
割り箸	1,100円																														
ビール	3,300円																														
合計	11,960円																														

(注) 納品書に記載のある①「牛肉」を「肉類」、②「じゃがいも」を「野菜」としてまとめて請求書へ記載した上で、それぞれに「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載することができます。

二 請求書等の追記

区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の適用を受けるために保存すべき請求書等には、

- ・ 軽減対象資産の譲渡等である旨
- ・ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

などの記載が必要となります（P28参照）。

しかしながら、請求書等を発行する事業者がこれらの記載事項に対応できないことも考えられますので、これらの記載がない請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、受領した請求書等に自ら追記することができます。

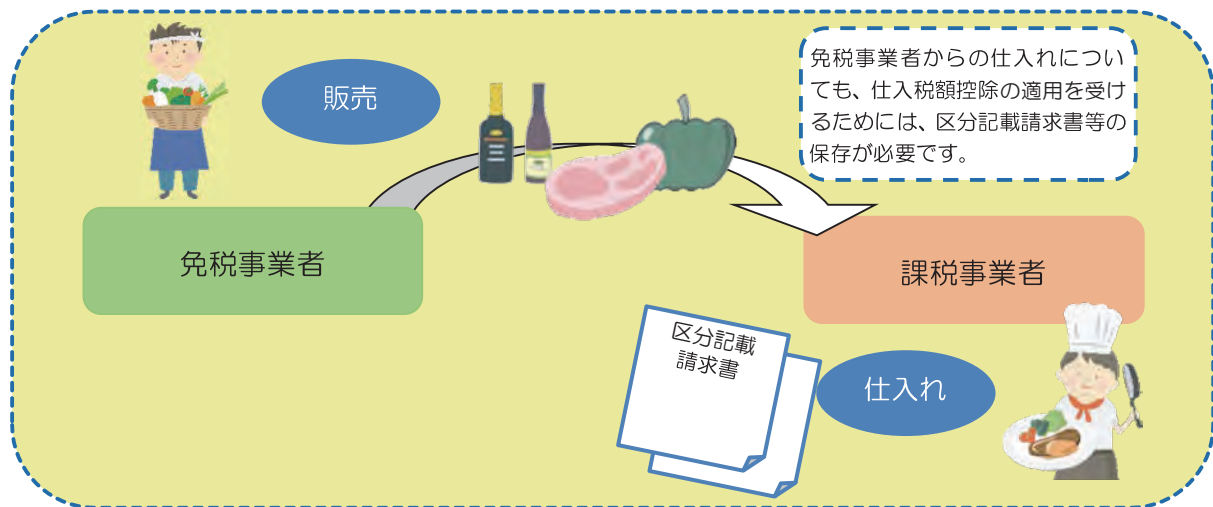
なお、請求書等の交付を受けた事業者が追記できるのは、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の2項目に限られます。

ホ 免税事業者からの仕入れについて

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除の適用を受けるためには、

- ・ 軽減対象資産の譲渡等である旨
- ・ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額

などの事項が記載された区分記載請求書等の保存が必要となります。



※ 免税事業者は、「Ⅶ 免税事業者の方に留意していただきたい事項」（P72）を参照してください。

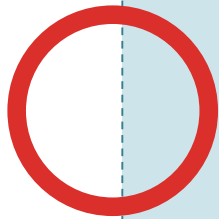
多数の商品を登録できないレジは…？



請求書等に記載する資産の内容については、個々の商品名の記載が必要です。
ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能な場合があります。

このような場合には、次のように、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称の記載（例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」）であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減税率の対象となるものとそれ以外のものであることが、領収書の交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。

《軽減対象資産とそれ以外のものであることが分かる程度の「一般的な総称」の記載があるもの》



八百〇 東京都・・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合 計		¥1,410
		(10%対象 ¥330)
		(8%対象 ¥1,080)
		(内消費税等 ¥110)
お預り		¥1,500
お釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

「野菜」が軽減対象資産の譲渡等である旨の記載

税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

《取引内容が判別できないもの》



取引の内容が、領収書の交付を受けた事業者において把握できない

右のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されているといえませんが、一般的には記載事項を満たしていないこととなります。

〇〇精肉店 東京都・・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
部門01※	1	¥108
部門02※	1	¥972
部門03	1	¥330
合 計		¥1,410
		(10%対象 ¥330)
		(8%対象 ¥1,080)
		(内消費税等 ¥110)
お預り		¥1,500
お釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		